

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議及び事前協議の変更の手続における協議担当課への図書の作成及び配布に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）第6条に規定する開発行為の事前協議及び第9条に規定する事前協議の変更の手続に関し、事務処理の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協議担当課が必要とする図書)

第2条 我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号。以下「規則」という。）第6条第3項に規定する協議を要する協議担当課が必要とする図書は、別表に掲げるとおりとする。

(事前協議の申請図書又は事前協議の変更の申請図書の配布)

第3条 市街地整備課長は、開発行為を行おうとする者から規則第6条第1項に規定する我孫子市開発行為事前協議申請書及び同条第2項に規定する図書が提出されたときは、速やかに協議担当課に対し、回答期限を定めた依頼文書（様式第1号）及び回答文書（様式第2号）を添えて配布しなければならない。

2 市街地整備課長は、開発事業者から規則第10条第1項に規定する我孫子市開発行為事前協議変更申請書及び同条第2項に規定する図書が提出されたときは、速やかに協議担当課に対し、回答期限を定めた依頼文書（様式第3号）及び回答文書（様式第4号）を添えて配布しなければならない。

3 前2項による回答期限は、原則として7日以内とする。ただし、条例第6条第3項に規定する規則で定める開発行為の回答期限については、当該我孫子市開発行為検討会を終了した日から原則として7日以内とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

都整第〇〇号
〇〇〇年〇月〇日

課長あて

市街地整備課長

我孫子市開発行為等に関する条例に基づく事前協議について（依頼）

次の者から〇〇〇年〇月〇日付けで別添のとおり事前協議の申請がありましたので、事前協議申請図書の内容について検討し、様式第2号により原則として7日以内（条例第6条第3項に規定する規則で定める開発行為については、当該我孫子市開発行為検討会を開催した日から原則として7日以内）に回答くださるよう依頼します。

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 開発行為を行おうとする者 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 開発行為を行おうとする土地の所在 | 我孫子市〇〇〇〇 |
| 3 | 開発行為を行おうとする土地の面積 | 〇〇〇〇㎡ |
| 4 | 予定建築物 | 〇〇〇〇 |
| 5 | 代理人（担当者）連絡先 | 〇〇〇〇 Tel |

様式第2号

事務連絡
〇〇〇年〇月〇日

市街地整備課長あて

課長

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議について（回答）

開発行為を行おうとする者 〇〇〇〇
開発行為を行おうとする土地の所在 我孫子市〇〇〇〇

〇〇〇年〇月〇日付け都整第〇号で依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

- 1 当該計画のとおり開発行為の施行に同意します。
- 2 当該計画については、次の事項について注意するよう指導をお願いします。
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 当該計画については、次の事項について調整する必要があります。
 - ・
 - ・
 - ・

様式第3号

都整第〇〇号
〇〇〇年〇月〇日

課長あて

市街地整備課長

我孫子市開発行為等に関する条例に基づく事前協議の変更について（依頼）

次の者から〇〇〇年〇月〇日付けで別添のとおり事前協議の変更の申請がありましたので、事前協議の変更の申請図書の内容について検討し、様式第4号により原則として7日以内に回答くださるよう依頼します。

- | | | |
|---|--------------|----------|
| 1 | 開発事業者 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 開発行為をする土地の所在 | 我孫子市〇〇〇〇 |
| 3 | 開発行為をする土地の面積 | 〇〇〇〇㎡ |
| 4 | 予定建築物 | 〇〇〇〇 |
| 5 | 代理者（担当者）連絡先 | 〇〇〇〇 TEL |

様式第4号

事務連絡
〇〇〇年〇月〇日

市街地整備課長あて

担当課長

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議の変更の申請について(回答)

開発事業者 〇〇〇〇
開発行為をする土地の所在 我孫子市〇〇〇〇

〇〇〇年〇月〇日付け都整第〇号で依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

- 1 当該計画のとおり開発行為の施行に同意します。
- 2 当該計画については、次の事項について注意するよう指導をお願いします。
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 当該計画については、次の事項について調整する必要があります。
 - ・
 - ・
 - ・

別表

協議担当課及び協議事項並びに協議担当課別申請図書一覧

正本・副本	協議担当課		主な協議事項	事前協議申請図書																				備考								
				事前協議申請書	設計説明書	項報告書	協議担当課と事前に行った協議事項	開発区域の位置を表示した地形図	地盤調査報告書	現況図	求積図	道路及び水路境界確定図	土地利用計画図	造成計画断面図	造成計画断面図	道路断面図	排水施設計画断面図	排水関係縦断面図	給水施設計画断面図	がけの断面図	擁壁の断面図	擁壁の展開図	消防水利平面図		地盤改良図	道路幅員系統図	(各種構造図等)	市長が必要があると認める図書	予定建築物の各階平面図	予定建築物の立面図		
正	都市部	市街地整備課	開発区域及び自動車庫施設等に関する事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
副	〃	都市計画課	土地区画整理事業、大規模開発行為、都市計画施設、地区計画及び景観に関する事	●	●	●	●			●		●	●	●					●	●	●						●	●				
〃	〃	公園緑地課	公園、緑地及び緑化並びに墓園に関する事	●	●	●	●				●	●	●	●	●												●	●	●			
〃	〃	建築住宅課	建築基準法に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●				●	●	●		●				●	●	●			
〃	建設部	道路課	道路施設、排水施設及び都市計画道路の整備に関する事	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
〃		交通政策課	自転車駐車施設に関する事	●	●	●	●				●		●															●	●			
〃	〃	下水道課	下水道施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●	●	●	●									●	●	●			
〃	〃	治水課	雨水排水施設及び水路施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●												●	●	●	水路の付替え又は廃止がない場合は、我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準（雨水編）に基づく排水放流申請書により協議する。		
〃	市民生活部	市民協働推進課	集会施設に関する事	●	●	●	●				●		●															●	●			
〃	環境経済部	商業観光課	商業施設、観光施設等に関する事	●	●	●	●				●		●				●												●	●		
〃	〃	企業立地推進課	企業立地に関する事	●	●	●	●				●		●				●												●	●		
〃	〃	農政課	森林法、農地法等に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●															●	●	
〃	〃	生活衛生課	ごみ集積所、騒音、埋立て及び土壌汚染等に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●												●	●	●			
〃	健康福祉部	健康づくり支援課	病院に関する事	●	●	●	●				●		●	●															●	●		
〃		障害者支援課	社会福祉施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●																●	●	
〃		高齢者支援課		●	●	●	●				●		●	●																●	●	
〃	子ども部	保育課	保育施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●															●	●		
〃	〃	子ども支援課	学童保育施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●																●	●	
〃	企画総務部	企画政策課	大規模開発行為に関する事	●	●	●	●				●		●	●																●	●	
〃	消防本部	警防課	消防施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●							●					●	●	●			
〃	水道局	経営課	水道施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●	●			●				●					●	●	●			
〃	教育委員会 教育総務部	総務課 学校教育課	義務教育施設に関する事	●	●	●	●				●		●	●															●	●		
〃	教育委員会 生涯学習部	文化・スポーツ課	埋蔵文化財に関する事	●	●	●	●				●		●																●	●		
〃	農業委員会事務局		農地転用に関する事	●	●	●	●	●	●		●		●																●	●		

※事前協議に係る手続を代理人に委任して行うときは委任状を添付してください。※上記図書のほかに、我孫子市開発行為に関する条例施行規則第6条第2項第9号に規定するものを添付してください。

※墓園の建設は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合に限ります。※●は、協議担当課が必要とする図書を示しています。